

2020年改正個人情報保護法の概要

北澤 一樹 ●弁護士／英知法律事務所

個人の権利では請求権の要件緩和や第三者提供記録の開示請求権創設、事業者の責務では漏えい等発生時の報告・通知の義務化や不適正な情報利用禁止の明確化。データ利活用では「仮名加工情報」が創設された。

■はじめに

いわゆる2020年改正個人情報保護法¹（以下「本改正」という）は、同年6月5日に成立し、同月12日に公布された。

本稿では、個人情報取扱事業者の視点から見た場合に重要となる改正事項を中心として、その概要を紹介する²。

■個人の権利の在り方

●利用停止・消去等の個人の請求権の要件緩和

現行法では、利用停止または消去の請求は、①目的外利用（現16条違反）の場合、②不正取得（現17条違反）の場合、にのみ認められていた（現30条1項）。また、第三者提供停止請求権は、③第三者提供義務違反（現23条1項、24条違反）の場合、に限定されていた（現30条3項）。

改正法では、本人の関与強化の観点から、上記のほかに、④不適正な利用がされている場合、⑤保有個人データを利用する必要がなくなった場合、⑥保有個人データについて漏えい、滅失、毀損等が発生した場合、⑦保有個人データの取り扱いにより当該本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合、のそれぞれについても、利用停止等および第三者提供停止の請求権が認められた（新30条1項・5項）。

このうち上記⑦の「本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合」とは、例えば、「個人情報取扱事業者が取り扱う個人データの漏えいが発生した場合に、適切な再発防止措置がとられていないため、本人を識別する保有個人データについても漏えいするおそれがある場合」や「個人情報取扱事業者が本人に対するダイレクトメールを送付した場合に、平穏な生活を害されたくないことを理由として、本人が送付の停止を求める意思表示したにもかかわらず、本人の意思に反して、個人情報取扱事業者がダイレクトメールを繰り返し送付している場合」などが挙げられている³。

今後のガイドラインにより、具体的な判断基準等が示されることが期待されるが、運用にあたっては、上記具体例と同等の例といえるかという点を考慮しつつ判断すべきことになる。

●保有個人データの開示方法

現行法28条1項では、本人による個人情報取扱事業者に対する保有個人データの開示請求権が規定されている。

この開示の方法については、現行法では、原則として書面交付とされており（現28条2項、個人情報の保護に関する法律施行令9条）、請求者本

人が書面交付以外の方法を希望した場合であっても、個人情報取扱事業者はこれに従う必要はないものとされていた。

しかし、情報技術の進展に伴い、開示対象となる保有個人データの量が膨大であったり、当該保有個人データが音声や動画であったりする場合など、書面交付の方法ではこれらの情報の取り扱い状況が十分明らかにならないという問題があったため、改正法では、開示の方法についても本人が請求することができることとされた（新28条1項・2項）。もっとも、請求者が指定する方法によると多額の費用がかかるなど「当該方法による開示が困難である場合」には、書面交付による開示が認められる（新28条2項）。

なお、本改正により、6か月以内に消去するデータも保有個人データに含まれることとされている（新2条7項）ので、注意を要する。

●個人データの授受に関する第三者提供記録の開示請求権

本改正により、第三者提供記録の開示請求権も創設された（新28条5項）。これにより、本人が、個人情報取扱事業者がどこから個人データを入手したのか、また、自らの個人データが誰に提供されたのかについて、把握することが可能となる。

●オプトアウト規定により第三者提供できる個人データの範囲限定

現行法では、オプトアウト規定による第三者提供が禁止されるのは要配慮個人情報のみとなっている（現23条2項かつ書き）。

しかし、名簿屋間で名簿の交換が行われていたり、名簿屋が本人以外の個人から名簿等の提供を受けていたりするといった問題に対処すべく、本改正では、さらに不正取得された個人データやオプトアウト規定により提供された個人データにつ

いても、オプトアウト規定による第三者提供ができなくなった（新23条2項）。

また、本改正では、オプトアウトの届出事項が追加された（新23条2項）。届出事項には規則への委任事項も含まれるため、今後の規則の改正を待つこととなる。

■事業者の守るべき責務の在り方

●報告・本人通知の義務化

現行法では、漏えい等が発生した場合の個人情報保護委員会への報告は努力義務とされていた⁴。本改正では、漏えい等が発生し、「個人の権利利益を害するおそれが大きい」場合について、個人情報保護委員会への報告と本人への通知が義務とされた（新22条の2）。

どのような場合が「個人の権利利益を害するおそれが大きい」のかは今後規則で定められる予定であるが、例えば、要配慮個人情報の漏えい等、不正アクセスによる漏えい等、財産的被害に至るおそれがある漏えい等については、漏えい等した個人データの対象人数にかかわらず、報告義務や本人への通知義務の対象となることが予定されている⁵。

●違法または不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用することの禁止の明確化

昨今の急速なデータ分析技術の進展の中で、直ちに「違法」とまではいえなくとも、その利用方法で不適切な事例が生じていたため、本改正では、「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法」による個人情報の利用の禁止が規定された（新16条の2）。

このような「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法」による個人情報の利用の例としては、最近問題となった破産者マッ

プのような事例が想定されるようであるが、今後どのような事例が該当するか、その基本的な考え方も含め、ガイドラインで明示される予定である⁶。

■事業者による自主的な取り組みを促す仕組みの在り方

経済界からの要望に基づき、認定団体制度について、新たに、企業の特定分野（部門）を対象とする団体を認定できることとされた（新47条2項）。

■データ利活用に関する施策の在り方

●「仮名加工情報」の創設

2015年改正により、新たに「匿名加工情報」が創設された。匿名加工情報は、目的外利用や第三者提供の局面を想定されたものといえるが、その分、匿名加工情報として認められるためのハードルは高い。一方、最近では、例えばデータ内の氏名を削除するなどして、内部分析のために当該データを利用するニーズが高まっている。しかし、氏名を削除されただけの「仮名化」されたデータは匿名加工情報ではなく、そのような仮名化されたデータも個人情報であることには変わりない以上、通常の個人情報と同様の扱いが法律上要求されていた。

本改正ではこのような「仮名化」された情報の利活用を図るべく、「仮名加工情報」を創設した（新2条9項）。

仮名加工情報は基本的に個人情報に該当するものであるが、その取り扱いに関する義務が緩和されており、利用目的の変更の制限（15条2項）、漏えい等の個人情報保護委員会への報告および本人通知（新22条の2）、開示・利用停止等の請求対応（新27～34条）について適用除外（新35条の2第9項）されている。

一方、仮名加工情報の取り扱いに関する義務と

して、①安全管理措置義務（新35条の2第2項）、②第三者提供禁止（新35条の2第6項）、③仮名加工情報を他の情報と照合するなどして本人を識別することの禁止（新35条の2第7項）、④仮名加工情報を利用した連絡等の禁止（新35条の2第8項）、⑤仮名加工情報取得時の公表義務（新35条の2第4項・18条1項）、⑥仮名加工情報の利用目的変更時の利用目的公表義務（新35条の2第4項・18条3項）、が挙げられる。

なお、上記の通り、仮名加工情報は通常は個人情報にも該当するため、仮名加工情報を作成した個人情報取扱事業者は、仮名加工情報取扱事業者としての義務を負うとともに、個人情報取扱事業者としての義務（ただし、上記適用除外された義務を除く）も負う点に注意を要する。また、仮名加工情報といえるための「加工」の具体的な内容については、今後、規則およびガイドライン等により示される予定である。

●個人関連情報に関するルール創設

現行法上、個人データの第三者提供にあたり、提供元・提供先のいずれを基準にして個人データの該当性を判断するかという問題について、個人情報保護委員会は、提供元を基準にするとの見解を示していた。もっとも、この議論は、提供元において個人データに該当する場合を前提としたものであり、提供元においては個人データに該当しないが、提供先においては個人データに該当する場合に関しては必ずしも考え方が明らかになっていなかった⁷。そのため、提供元Aにとっては個人データではない情報を、提供先Bに提供する場面において、提供先Bにとって当該情報が個人データに該当するようなケースについて、第三者提供の規制対象とはされていないのが実情であった。

しかし、昨今、DMP（Data Management Platform）事業者が端末やブラウザに紐づけら

れた情報を、顧客情報を保有する企業に提供するケースなどにみられるように、提供先において個人データとなることを想定しつつ、提供元にとって個人情報ではない情報を提供する事例が増加している⁸。脚注7に挙げた「個人情報保護法いわゆる3年ごと見直し制度改正大綱」でも、このようなスキームにより本人関与のない個人情報の収集方法が広まることについて懸念が示されていた。

このような観点から、本改正では、新たに「個人関連情報」の第三者提供に関するルールを創設した（新26条の2）。「個人関連情報」とは、「生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの」をいう（新26条の2第1項柱書）。具体的には、氏名と結びついていないインターネットの閲覧履歴、位置情報、cookie等が想定されている⁹。

そして、提供元となる個人関連情報取扱事業者（新26条の2第1項）が個人関連情報を第三者提供する場合において、提供先が「個人関連情報を個人データとして取得することが想定されるとき」には、提供元となる個人関連情報取扱事業者は、提供先が、提供元から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の本人の同意を得ていること等について確認をする義務を負う（新26条の2第1項）。また、当該個人関連情報取扱事業者は、併せて、上記確認内容について記録する義務も負う（同条3項）。なお、確認の具体的な方法や記録すべき項目については、規則において具体的に定められることとなっている。

■ペナルティの在り方

個人情報保護委員会によると、2017年5月に2015年改正法が施行されて以降、違反事案が増加傾向にあり、報告徴収・立入検査・指導等に至

る事案も増え、違反事案の中には個人の権利利益への影響が重大なものも存在するとのことである¹⁰。

そのため、本改正では、行為者の罰則の法定刑を引き上げるとともに（新83条・85条）、両罰規定における法人の罰金刑も引き上げられた（新87条）。

■法の域外適用・越境移転の在り方

●域外適用

2015年改正により域外適用に関する規定が創設された（現75条）。本改正では、域外適用の対象範囲を拡大し、罰則によって担保された報告徴収・命令等の規定も、外国事業者に適用されることとなった（新75条）。

しかし、このような法的整備がされたとしても、外国事業者への報告徴収・命令を、実際に実効性をもって行うことができるかは、外国主権の問題もあり、必ずしも容易ではないことが想定される。そのため、本改正では、事業者が個人情報保護委員会の命令に違反した場合、同委員会がその旨を公表することができるとし（新42条4項）、命令の実効性の担保を図っている。

●越境移転先事業者における個人情報の取り扱いに関する本人への情報提供の充実等

個人データの越境移転にあたっては、本改正により、現行法で要求される同意（新24条1項）を得ることに加え、同意取得時に、本人に参考となるべき情報を本人に提供する義務が創設された（新24条2項）。提供すべき具体的な情報の内容は、今後規則により定められることになっているが、移転先の国名、当該外国における個人情報保護制度の有無、当該制度が存在する場合にはその概要、提供先のプライバシーポリシー等が想定されている¹¹。

また、基準に適合する体制を整備した外国事業者に個人データを移転する場合であっても、本人の求めに応じて、移転先事業者における個人情報の取り扱いに関する情報提供を行うことが義務付けられており（新24条3項）、この情報の内容も、今後規則で具体化される。

■今後の見通し

個人情報保護委員会によると、今後の流れとし

て、2021年4月頃に政令および規則を公布し、その後ガイドライン等を作成し、2022年春から6月頃に改正法の施行を予定しているようである¹²。

上記の通り、改正法の具体的な内容は規則等に委任されていることも多いので、改正法の施行までに同委員会から公表される情報を引き続き注視しておく必要がある¹³。

1. 正式名称は「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」
2. 本稿では条文数を表記する際、現行法のことを「現〇条」、本改正のものを「新〇条」と表記する。なお、条文数のみの表記の規定は本改正前後で内容に変更がない場合である。
3. 佐脇紀代志『一問一答 令和2年改正個人情報保護法』（商事法務、2020年）（以下「一問一答」という）、p83
4. 個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について（平成29年個人情報保護委員会告示第1号）（個人情報保護委員会、2017年2月16日）
<https://www.ppc.go.jp/files/pdf/iinkaikokuzi01.pdf>
5. 「一問一答」、p41
6. 「一問一答」、p34
7. 個人情報保護法いわゆる3年ごと見直し制度改正大綱（個人情報保護委員会、2019年12月13日）第3章第4節4(3)
<https://www.ppc.go.jp/files/pdf/seidokaiseitaiko.pdf>
8. 若江雅子ほか「オンライン広告におけるトラッキングの現状とその法的考察—ビッグデータ時代のプライバシー問題にどう対応すべきか」『情報通信政策研究』第2巻第2号Ⅱ（2019年2月）、p16など
https://www.soumu.go.jp/main_content/000599872.pdf
9. 「一問一答」、p62
10. 「一問一答」、p102
11. 「一問一答」、p54
12. 個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律の成立を受けた個人情報保護委員会の今後の取組（案）について（個人情報保護委員会、2020年6月15日）
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/200615_shiryou1.pdf
13. 本稿執筆後、2020年12月25日より、規則および政令の改正案が公表され、パブリックコメントが募集されている情報に接した。
「個人情報の保護に関する法律施行令及び個人情報保護委員会事務局組織令の一部を改正する政令（案）」及び「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（案）」に関する意見募集について
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLAS_SNAME=PCMMSTDETAIL&id=240000067&Mode=0



1996, 1997, 1998, 1999, 2000, ...

[インターネット白書ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2021年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<https://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容（技術解説、データ、URL、名称など）は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者（執筆者、写真・図の作成者、編集部など）が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元（株式会社インプレスR&D）などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D（初期は株式会社インプレス）と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接的および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ iwp-info@impress.co.jp

©1996-2022 Impress R&D